

石川県公報

令和2年3月6日

第13286号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○一般競争入札の落札者等 （管財課）	1	○保安林の指定 （同）	3
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域 の指定 （廃棄物対策課）	1	○争議行為の通知公告 （労働企画課）	3
○森林病虫害等防除法第5条第1項の規定による命令 （森林管理課）	2	○入札公告 （教育委員会事務局）	4

告 示

石川県告示第65号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和2年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その1） 一式
 - 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その2） 一式
 - 県庁舎清掃管理業務委託（警察本部庁舎） 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和2年2月5日
- 落札者の名称及び所在地
 - 1(1) 有限会社芙蓉クリーンサービス 金沢市神田一丁目25番10号
 - 1(2) 有限会社芙蓉クリーンサービス 金沢市神田一丁目25番10号
 - 1(3) 太平ビルサービス株式会社 金沢市南町2番1号
- 落札金額
 - 1(1) 18,150,000円
 - 1(2) 16,500,000円
 - 1(3) 19,580,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和元年12月24日

石川県告示第66号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

令和2年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
14	七尾市矢田町貳号七株田2番1、2番3、3番1、3番2、4番、5番、6番、7番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第3号イに掲げる埋立地

石川県告示第67号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり命令をする。

令和2年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 区域及び期間

(1) 区域

加賀市、小松市、能美市、白山市、かほく市、羽咋市、河北郡内灘町並びに羽咋郡宝達志水町及び志賀町に存する森林の区域のうち、次のとおりとする。

(2) 期間

令和2年5月20日から同年7月20日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)の区域内において松くい虫による被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、令和2年4月20日までに当該樹木の所在する地域を所管する農林総合事務所長を経由して、知事に防除実施計画を提出しなければならない。

(3) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに当該樹木の所在する地域を管轄する農林総合事務所を経由して、知事にその旨を届けなければならない。

(4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理するものが1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課並びに加賀市、小松市、能美市、白山市、かほく市及び羽咋市の市役所並びに河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町の町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 区域及び期間

(1) 区域

加賀市、小松市、能美市、白山市、金沢市、かほく市、羽咋市、七尾市、輪島市、珠洲市、河北郡内灘町及び津幡町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(2) 期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動しないこと。ただし、松くい虫が付着している伐採木等の破碎又は焼却を目的として、移動場所、移動時間、駆除予定時期等を事前に当該伐採木等の存する地域を管轄する農林総合事務所長に申請し、承認を受けた場合については、この限りでない。

4 命令をしようとする理由

1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林において、松くい虫の被害が発生しており、又は発生するおそれがあり、本年度の気象条件等からみて3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

石川県告示第68号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和2年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林の所在場所

七尾市中島町塩津巳14の1、16、17

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び七尾市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

争議行為の通知公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 松本よし子から、次のとおり争議行為を行う旨令和2年2月27日通知があった。

令和2年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件

賃金引上げ等の要求

2 日時

令和2年3月12日以降、事件が解決に至るまでの期間

3 場所

次に掲げる事業場における組合員が従事する全職場

金沢市赤土町ニ13番地6 社会福祉法人恩賜財団済生会石川県済生会金沢病院

金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川浅ノ川総合病院

金沢市田中町は16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター

金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会松原病院

金沢市沖町ハ15番地 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院
 七尾市本府中町ワ部5番地 医療法人社団松原会七尾松原病院
 七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園
 七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会恵寿総合病院
 羽咋市柳橋町堂田53番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会羽咋診療所
 能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会寺井病院
 能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里
 小松市下栗津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所
 輪島市堀町1字13番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所
 金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック
 金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック
 金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり
 金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院
 金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会
 金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所
 金沢市大豆田本町甲278番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて
 金沢市京町20番50号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし
 金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ
 金沢市上荒屋1丁目39番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあい
 能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし
 羽咋市東川原町柳橋74番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのほの
 金沢市京町20番15号 公益社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業協同組合
 金沢市北安江2丁目10番18号 公益社団法人石川勤労者医療協会おたっしゅホーム城北
 金沢市浅野本町2丁目23番21号 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームおんぼらーと
 金沢市浅野本町2丁目18番26号 一般社団法人いしかわゆめ福祉サービス付き高齢者向け住宅ほやね城北
 羽咋市石野町ト40番地 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里
 金沢市長町1丁目5番30号 社会福祉法人金沢聖霊総合病院

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年3月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

石川県立学校児童生徒等の尿検査(一次)業務

(2) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(3) 業務内容

県立高等学校及び県立中学校の生徒並びに県立特別支援学校の幼児、児童及び生徒約23,000人に係る尿検査(一次)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和元年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) この公告に示す業務を履行できる経験、知識、能力、技術、手段等を有している者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和2年3月6日（金）から同月12日（木）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県教育委員会事務局保健体育課

エ 提出方法

持参により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和2年3月17日（火）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎18階
石川県教育委員会事務局保健体育課
電話番号 076-225-1851

(2) 交付期間

令和2年3月6日（金）から同月12日（木）まで（県の休日を除く。）

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

令和2年3月24日（火）午後3時
石川県庁行政庁舎1111会議室

6 入札方法

入札金額は、1(1)の業務の1人当たりの手数料の額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。